

株式会社アミパートナーズ

有料職業紹介許可番号 08-ユ-300359

返戻金制度について

当社からの職業紹介によって就職した求職者が自己都合または求職者の責めに帰すべき事由により解雇された場合には、求人者から支払われた紹介手数料を以下の条件に則り返戻致します。

記

1. 入社後 1 ヶ月以内に離職の場合は 80% 以内の金額
2. 入社後 3 ヶ月以内に離職の場合は 50% 以内の金額
3. 入社後 6 か月以内に離職の場合は 30% 以内の金額

以上



株式会社アミパートナーズ